

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則事業者設定基準届出書

経料発 4 第 33 号

令和 4 年 12 月 27 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給 等約款料金算定規則	基準設定内容
第 8 条 第 4 項	第 8 条 第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条 第 2 項	第 9 条 第 1 項 第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条 第 2 項	第 9 条 第 1 項 第 5 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 1 条 第 2 項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第 1 2 条 第 2 項	第 1 2 条 第 1 項 第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 6 条 第 2 項	託送収益, 事業者間精算収益, 電灯料及び電力料の送配電関連固定費, 送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第 2 5 条 第 3 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

〔第 8 条第 4 項関係〕

1. 第 8 条第 3 項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第 2 第 1 表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の 7 部門（水力発電費，火力発電費，新エネルギー等発電費，送電費，変電費，配電費及び販売費）への整理の基準
- (2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第 2 表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

別表第 2 第 2 表 活動帰属基準，配分基準分類表

	一般管理費等	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)	—
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

固定資産税	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件に限る。)	—
減価償却費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件に限る。)	—
固定資産除却費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件に限る。)	—
建設分担関連費振替額 (貸方)	直課された各部門設備別帳簿 原価比	—
社債発行費	各部門設備別帳簿原価比	—
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿 価額比

2. 設定した基準

	一般管理費等	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	直課された各部門人員数比	—
賃借料	直課された各部門人員数比	—
委託費		
資材管理委託費	資材受払価額比	—
その他委託費	—	直課された各部門人員数比
固定資産税	直課された各部門人員数比	—
減価償却費	直課された各部門人員数比	—
固定資産除却費	直課された各部門人員数比	—
建設分担関連費振替額 (貸方)	各部門投資額比	—
社債発行費	各部門設備別帳簿価額比	各部門社債発行費比

電気事業報酬		
特定固定資産のうちの業務設備分	直課された各部門人員数比	—
営業資本	各部門営業資本比	—
その他電気事業報酬	—	各部門電気事業報酬比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

委託費のうち、資材管理委託費については、資材受払価額と関連があると考えられることから、資材受払価額比を用いることとした。

修繕費、賃借料、固定資産税、減価償却費及び固定資産除却費については、フリーアドレス制度の導入やサテライトオフィス化を踏まえ、設備の利用実態に即した基準として、直課された各部門人員数比を用いることとした。

建設分担関連費振替額（貸方）については、将来の投資に関連があると考えられることから各部門投資額比を用いることとした。

社債発行費については、資金調達に係る費用であり、設備の現在価値である帳簿価額に関連があると考えられることから、各部門設備別帳簿価額比を用いることとした。

電気事業報酬のうち特定固定資産の業務設備に係るものについては、販売部門も含めた全部門へ整理することが適当であると考えられることから、直課された各部門人員数比を用いることとした。

電気事業報酬のうち営業資本に係るものについては、各部門の営業資本に関連があると考えられることから、各部門営業資本比を用いることとした。

活動帰属基準により配分された委託費、社債発行費又は電気事業報酬を除くその他委託費、社債発行費及びその他電気事業報酬を 7 部門へ整理する配賦基準については、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門人員数比」「各部門社債発行費比」「各部門電気事業報酬比」を用いることとした。

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[第9条第2項関係]

1. 第9条第1項第2号に規定する基準

変電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、三需要種別のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価（以下「受電用変電サービス費」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に係る第一次整理原価（以下「配電用変電サービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

2. 変電費の配電用変電サービス費及び受電用変電サービス費への整理の基準
 (2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

	変電費	
	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
給料手当	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
給料手当振替額（貸方）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
退職給与金	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
厚生費	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比

雑給	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
養成費	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
建設分担関連費振替額 (貸方)	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
社債発行費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
電気事業報酬	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比

2. 設定した基準

	変電費	
	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
給料手当	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
給料手当振替額 (貸方)	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
退職給与金	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
厚生費	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
雑給	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
養成費	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
建設分担関連費振替額 (貸方)	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—

社債発行費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—
電気事業報酬	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の整理基準のうち、役員給与、給料手当振替額、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、養成費については、変電設備の箇所数と関連があると考えられることから、受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比を用いることとした。

変電費の整理基準のうち、建設分担関連費振替額（貸方）については、投資に関連があると考えられることから、受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比を用いることとした。

変電費の整理基準のうち、社債発行費、電気事業報酬については、資金調達に係る費用等であり、設備の現在価値である帳簿価額に関連があると考えられることから、受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比を用いることとした。

第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[第9条第2項関係]

1. 第9条第1項第5号に規定する基準

販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

3. 販売費の離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費への整理の基準

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第3表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

4. 離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費の給電費、販売需要家費及び一般販売費への整理の基準

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第2第2表 活動帰属基準，配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
賃借料	業務用建物床面積比（建物については，賃借物件に限る。）	—
委託費	—	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件及び賃借物件とする。）
固定資産税	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件に限る。）	—
減価償却費	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件に限る。）	—

別表第2第3表 活動帰属基準，配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
賃借料	業務用建物床面積比（建物については，賃借物件に限る。）	—
委託費	—	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件及び賃借物件とする。）
固定資産税	業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件に限る。）	—

減価償却費	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—

2. 設定した基準

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	直課された人員数比	—
賃借料	直課された人員数比	—
委託費	—	直課された人員数比
固定資産税	直課された人員数比	—
減価償却費	直課された人員数比	—
固定資産除却費	直課された人員数比	—

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の整理基準のうち、修繕費、賃借料、委託費、固定資産税、減価償却費、固定資産除却費については、フリーアドレス制度の導入やサテライトオフィス化を踏まえ、設備の利用実態に即した基準として、直課された人員数比を用いることとした。

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

〔第 1 1 条第 2 項関係〕

	配分基準
給料手当（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
雑給（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
消耗品費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送配電関連可変費に整理。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
養成費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
地帯間購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に整理。
地帯間販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

地帯間販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した基準

[第 12 条第 2 項関係]

1. 第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第 13 条第 2 項第 7 号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第 12 条第 2 項の規定により、同条第 6 項第 1 号に定める割合を、同条第 1 項第 6 号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、電流制限器、計器に係る費用及び屋内配線の調査委託に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づきで整理することとした。

託送収益，事業者間精算収益，電灯料及び電力料の送配電関連固定費，送配電関連可変費
又は需要家費への配分基準

[第 16 条第 2 項関係]

	配分基準
託送収益	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に整理。
電灯料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
電力料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

[第25条第3項関係]

(基準託送供給料金の決定)

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、定額接続送電サービス料金、標準接続送電サービス料金、臨時定額接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金を設定する。

また、送配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービス料金に代えて選択できる料金を次のとおり設定する。

(1) 時間帯別接続送電サービス料金

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、基準託送供給における昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定めるものとする。

(2) 従量接続送電サービス料金

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

(3) 夜間時間または負荷移行先時間に最大需要電力が発生する場合の割引額

電力系統全体のピークが昼間に発生していること等から、高圧または特別高圧で供給する場合で、基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間または負荷移行先時間に最大需要電力等が発生し、かつ、標準接続送電サービス料金または時間帯別接続送電サービス料金の適用を受けるときには、昼間時間と夜間時間または負荷移行元時間と負荷移行先時間の固定費負担格差を勘案し、昼間時間または負荷移行元時間の最大需要電力を上回る部分に応じて割引額を算定の上、料金から割り引くこととする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

市区町村ごとに当該市区町村の発電電力量および需要電力量等から潮流状況を改善すると評価できる地域を設定し、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する発電設備が、当該潮流状況を改善すると評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量等（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき、契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する

場合を除く。〕の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定の上、料金から割り引くこととする。また、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。

なお、平成２８年３月３１日以前に割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。